

嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設（令和4年3月嘉麻市策定の嘉麻市千手・泉河内地域拠点基本計画により位置付けられた施設。以下「千手・泉河内拠点施設」という。）の施設整備等について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 千手・泉河内拠点施設建設基本計画（案）に関する事項
- (2) その他千手・泉河内拠点施設の整備等に関し、市長が特に必要と認め
た事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公共的団体が推薦する者 8人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(※令和4年6月28日公布)

嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例（令和4年嘉麻市条例第16号）第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(※令和4年6月28日公布)